



コロナウィルス感染症に伴う就業制限等について申し入れる！

現在、コロナウィルス感染症の第6波が猛威を振っています。JR東海に於いても人ごとではなく、多くの社員が感染や濃厚接触者となっています。この状況下で社員が給料等で安心して治療に専念できる体制になっていないため、JR東海労は安心して治療に専念できるよう本日、以下の通り申第26号を申し入れました。

申第26号「コロナウィルス感染症に伴う就業制限等に関する申し入れ」

1. 社員の感染状況を日別で明らかにすること。
2. 濃厚接触者とされた社員及び家族の状況を日別で明らかにすること。
3. コロナウィルス感染症に罹患した社員及び濃厚接触者となった社員は、会社が出勤を止めているが、根拠は就業規則第136条第2項なのか明らかにすること。
4. 上記3項により就労を制限された社員の賃金は、賃金規程第126条に定められている60/100となるのか明らかにすること。
5. コロナウィルス感染症に罹患した社員及び濃厚接触者とされた社員が、保存休暇を持っている場合に、就労を制限されている間に使用できるようになったが、就業規則第77条の4 2項によると、使用できるのは「4日目以降」とされている。コロナウィルス感染症の罹患者及び濃厚接触者も同様の扱いをしているのか明らかにすること。
6. 上記2項の「4日目以降」の、保存休暇の扱いをされているのであれば、就業規則第78条(10)私傷病による場合(私傷病休暇)を適用し、全1日の休暇等の初日から、保存休暇が使えるようになるまでの3日間に使用できるようにし、社員が賃金の減額を心配せずに治療に専念できるようにすること。
また、保存休暇を持っていない社員に対しても上記私傷病休暇を適用すること。
7. 上記6項目の就業規則第78条(10)私傷病による場合(私傷病休暇)を適用できないのであれば、コロナウィルス感染症が収束するまでの間、コロナ休暇を新設し、コロナウィルス感染者や濃厚接触者に対して就業制限期間中は100/100の賃金を保障すること。